

### 3. 水道施策の推進について

#### (1) 新水道ビジョンの策定及び地域水道ビジョンの策定状況

##### ア. 新水道ビジョンの策定について

「水道ビジョン」は、平成16年に策定・平成20年に改訂し、我が国の水道が果たすべき役割と目標を定めて、水道関係者はその達成に向けた取り組みを行ってきたが、策定から9年以上が経過した現在、平成23年3月の東日本大震災による大規模災害を教訓とした危機管理のあり方や施設の老朽化など諸問題への対応、安全な水道水を供給するうえでの技術的、財政的困難に直面しており、加えて、人口減少による将来の水道施設のあり方、技術者の不足など、水道が抱える問題は深刻な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、国、都道府県、水道事業者、民間事業者など、水道関係者が一体となって取り組むべき施策等について、50年、100年先を見据えた水道の理想像を具現化する示す視点で、「新水道ビジョン」の策定に向けた検討を進めている。

新水道ビジョンの策定にあたっては、厚生労働省健康局長が、有識者・水道事業者・都道府県衛生行政担当者・水道関係団体、消費者の代表者を構成員とした検討会を設置しており、平成24年2月からこれまでに計12回の検討会を開催し、現在、新水道ビジョン案についてのパブリックコメントを募集中（3月15日まで）である。

新水道ビジョン案では、基本理念を「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、水道事業の外部環境や内部環境の変化を踏まえ、「安全」「強靱」「持続」の観点から、水道の理想像に至る当面の目標点を設定し、関係者の挑戦・連携を推進要素とする様々な方策と役割分担を明示している。

今後、パブリックコメントを踏まえ、3月25日に開催する第13回新水道ビジョン策定検討会で審議のうえ内容を確定し、速やかに新水道ビジョンとして公表する予定である。

##### イ. 地域水道ビジョンの策定状況

水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であるため、平成17年10月の水道課長通知により、「地域水道ビジョン」の作成を推奨するとともに、「地域水道ビジョン作成の手引き」をとりまとめ、平成20年度頃までを目途に策定することが望ましいとしたところである。

平成25年3月1日現在、「地域水道ビジョン作成の手引き」に示した要件に該当する地域水道ビジョンは、上水道事業748事業（677プラン）、用水供給事業68事業（50プラン）策定されている。なお、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業数の割合は52%、用水供給事業数割合は69%、また、地域水道ビジョンが策定されている上水道事業の現在の給水人口の合計は、102,478,039人となっており、全国の上水道事業の合計の86%、同様に、水道用水供給事業における1日最大給水量の合計は、13,331,542m<sup>3</sup>/日となっており、全国の水道用水供給事業の合計の93%となっている。（資料3-1、2）

未だビジョンを策定されていない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、出来る限り早期に策定に取り組んでいただくようお願いする。

また、既に策定済みの水道事業者及び水道用水供給事業者においては、地域水道ビジョンの目標達成状況及び各実現方策の進捗状況について定期的にレビューし、関係者の意見を聴取しつつ、アの新水道ビジョンの内容も踏まえ、必要に応じて地域水道ビジョンの見直しを行うようお願いする。地域水道ビジョンの策定及び改訂の際には、アセットマネジメントによる検討結果を反映していただくとともに、業務指標（PI）による定量的な分析評価や施策目標の設定についても積極的に取り組まれない。なお、今年度中の新水道ビジョン策定に合わせ、来年度に「地域水道ビジョン作成の手引き」を改訂する予定であることから、改訂版を参考に現行水道ビジョンの積極的な見直しをお願いしたい。

更に、各都道府県におかれては、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合などを念頭に、都道府県単位での持続可能な水道のあり方を示す「都道府県版地域水道ビジョン」を作成することを強力にお願いしたい。都道府県の水道行政主管部(局)による地域水道ビジョンの策定状況は、平成25年3月1日現在、9プラン（北海道、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、奈良県、大阪府、広島県、長崎県）にとどまっている。

なお、地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているところであり、今後、地域水道ビジョンを策定する際には、その参考とされたい。

\*水道課ホームページ

「地域水道ビジョンについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

## (2) 基礎自治体への権限移譲

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）を受け、水道の布設工事監督者の配置及び資格に関する基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準について、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大を行うこととしており、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任する水道法の改正が平成24年4月1日に施行されている。これにより、水道事業等を営む地方公共団体は、施行日（平成24年4月1日）から1年を超えない期間内に基準を条例で定める必要があるので、今年度内には、確実に条例に定められ、適切に運用されるよう、各都道府県においては、都道府県知事認可の水道事業者に対しての周知、助言等をお願いする。

また、現在は都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長が処理している専用水道の確認、届出受理等及び簡易専用水道の給水停止命令等の権限をすべての市へ移譲する水道法の改正が平成25年4月1日に施行される。

このため、平成25年2月18日付け各都道府県水道行政担当部局あて事務連絡「専用水道等の権限移譲にかかる移譲先調査について」により、市への移譲先担当部局等の調査をお願いしている。この回答については、3月21日（木）を期限としているので、現状において未提出の都道府県においては、速やかな対応をお願いする。また、都道府県から移譲先の市に対して、円滑に業務が移行できるよう十分な配慮をお願いする。

今後、権限が移譲された市の専用水道、簡易専用水道等の指導監督及び衛生対策等については、移譲される市の主担当部局と水道事業部局の間の積極的な連携、協力により、その体制に万全を期して実施されるようお願いする。

### (3) 事業認可等に係る留意事項について

#### ア. 事業認可又は届出における水需要予測等について

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出については、平成23年10月3日付けで「水道事業認可の手引き」（以下、「手引き」という。）を改訂し、事業認可に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。水道事業者等の事業（変更）認可又は届出にあたっては、手引きに十分留意するとともに、それぞれの水道事業等によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組みたい。

また、近年の水需要は、給水人口の減少により給水量が低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要があるが生じている。水道事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

そのため、都道府県においては、認可（変更）又は届出に係る審査や手続きの際、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。また、水道事業者等の認可等の検討にあたっては、目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

これらの認可（変更）又は届出に係る必要な手続き等については、平成23年10月3日付けで改訂した「水道事業等の認可の手引き」において示している（以下のURLを参照）ので、参考にされたい。

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10\\_1003\\_renraku4.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf)

#### イ. 将来の更新を踏まえた適切な水道料金の設定について

我が国の水道施設は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期以降、急速に面的量的な拡張を行ったことから、その時期に整備された施設が今後急速に更新期を迎え更新需要が急速に増加することが予想されている。

このような中、社会情勢の変化等に適切かつ迅速に対応しつつ、水道施設の計画的な整備・更新による持続可能な水道事業を実現するには、各水道事業者が現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った中長期の施設整備・更新計画、財政見通し・資金確保方策、更新のために必要な負担に係る需要者の理解を得るための情報提供のあり方等について着実な対応を講じることが非常に重要である。また、新水道ビジョン案においては、料金格差の是正を重点的な方策として、地域間、世代間の格差を生じさせない幅広い検討が必要であるとしているところである。

各水道事業者等においては、業務指標の分析結果等を踏まえつつ、（社）日本水道協会の「水道料金算定要領」も参考としながら、アセットマネジメントによる将来の施設更新を見据えた適切な水道料金を検討するとともに、近隣事業者との地域間格差や将来世代との世代間格差の是正を考慮し、幅広く連携した対応をお願いする。

また、各都道府県においては、地域間連携の広域的な調整役として、広域化の検討や「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を活用した取組み等、水道事業者等に対する積極的な助言等を行い、更新に備えた内部留保資金の積み立て等の方策が講じられるよう、適切に支援していただくようお願いする。

#### ウ. 新技術の積極的な活用について

今後の水道事業等における計画的な施設の整備・更新等の際には、新技術の積極的な活用による効率的で高機能な新しい水道システムの構築が望まれる。新水道ビジョン案においても、「技術開発、調査・研究の拡充」を重点的実現方策の一つとして掲げており、調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、水道サービスの向上を図ることが必要としている。

一方、水道施設の技術的基準については、平成12年より性能基準化されているところであり、各都道府県においては、水道事業等の認可に際し新技術の定量的な評価結果等を有効に活用することにより、合理的かつ効率的な審査を実施し、水道事業等において新技術の積極的な活用が図られるように努められたい。

各水道事業者等においては、浄水技術（高度処理技術、耐塩素性病原生物対策技術等）、管路技術（耐震技術等）に係る技術開発の推進及び新技術の積極的な活用による合理的かつ効率的な施設整備に努められたい。

なお、水道事業の特性にあった適切な浄水施設の選定を支援する技術書として（公財）水道技術研究センターから「浄水技術ガイドライン2010」が出版されている。

#### オ. 分水に関する取扱い等について

分水については、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者間の任意契約により、浄水を分与したことが、その背景にあったものと思料される。

その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定（水質管理・水道施設維持管理・危機管理等）に関する責任の所在が不明確な状態にある。

これらの状況を踏まえ、各水道事業者においては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関わる責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利用形態等を踏まえつつ、漠然と現状を放置するにとどまらず、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者間での調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図ることにあらためて留意されたい。

なお、給水区域の見直し、大規模施設更新、危機管理対策等の機会を捉えて、分水状態の解消に取り組んでいただくとともに、関係水道事業者間において発展的な広域化の検討を進めるなど、今後の連携に配慮していただくようお願いする。

また、各都道府県においても、都道府県知事認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。

### （４）水道技術の継承及び技術者の育成・確保

#### ア. 水道技術の継承に向けた取組について

水道技術の継承及び技術者の育成・確保等は、各水道事業者等が今後とも持続可能な水道事業運営を実現させるために必要不可欠な取組である。

水道事業者等は、施設の大量改築・更新や技術者の大量退職の時期を迎えており、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える事業者が少なくない一方、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない状況にあると考えられる。この度の新水道ビジョン案においても、技術力確保に向け、職員教育などにより人的資源を確保し技術力を継承していく必要があること、また、関係者間の「連携」を重要視し、官

官、官民等の連携による人事交流、外部からの人材活用など、様々な技術者の育成・確保等について、重点的実現方策として示している。

また、水道技術の継承に係る連携方策として、国や地域の教育機関で水道工学研修、専門の教育プログラムを充実することも実現方策として掲げており、(社)日本水道協会による技術研修・講習会、(公財)水道技術研究センターによる研修・講習会、国立医療保健科学院による教育研修、当省開催の水道技術管理者研修など、各関係機関が開催する各種研修等を活用しつつ、技術継承に向けた取組を積極的に推進していただきたい。

・日本水道協会 HP より【研修会・講習会一覧】：

<http://www.jwwa.or.jp/kensyu/>

・水道技術研究センターHP より【行事予定一覧】：

<http://www.jwrc-net.or.jp/kenshuu-koushuu/event-schedule.html>

・国立医療保健科学院 HP より【教育研修】

<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/kyouiku.html>

・厚生労働省 HP より【会議・研修会関係】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/index.html>

さらに、地域の中核となる水道事業や都道府県では、研修・開発センターによる広域的な研修が開催されたり、地域間で連携した講習会、研修会の開催などにより、広範囲で技術の継承、職員の能力向上等に向けた取組が進められている事例もあり、今後とも積極的にこのような取組を充実させていただきたい。

## イ. 水道技術の継承の取組と関係者との連携について

水道技術の継承にかかる取組を推進していくためには、水道の利用者、地方公共団体の幹部や人事当局、議会等の関係者に対して、その窮状や課題について適切な説明を行い、正しく理解を求めていくことが必要である。

こうした観点から、新水道ビジョン案においても、関係者間での「連携」を重要な方策推進の要素と位置づけており、水道事業は、関係者に対する日頃からの積極的な情報提供、双方向のコミュニケーションを心がけ、戦略的な広報活動を展開していただくようお願いする。

また、災害時における対応を考慮した防災訓練を住民等の関係者と連携して実施する水道事業者もあり、今後とも、組織力強化や人材育成の観点から、このような取組の充実と推進を図るようお願いする。

## (5) 関係者間の多様な連携等

### ア. 水道事業経営における連携の概要

水道事業経営における水道事業者相互間や水道事業者と民間業者間の連携に関しては、水道法による第三者委託制度や、地方自治法の一部改正による指定管理者制度、PFI法改正に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

官官・官民等連携に関しては、事業の持続性を確保するための連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携である「発展的広域化」、さらには、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を推進するこ

とにより、将来にわたり技術水準の確保を図るとともに、これら連携の相乗効果により、サービス水準や需要者の満足度を維持・向上していくことが重要である。

厚生労働省では、水道事業者等がこれらの検討を行うにあたって参考となる情報や考え方等について、これまで各種手引き等（第三者委託実施の手引き改訂版、水道事業におけるPFI導入検討の手引き、民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き、水道広域化検討の手引き等）を作成し、水道事業者等に周知してきたところである。

各水道事業者等においては、これらの手引き等も参考としつつ、官官・官民連携による多様な運営形態についての検討をお願いしたい。

#### イ. 水道事業の第三者委託について

平成14年4月に施行された水道法第24条の3の規定による第三者委託は平成24年4月1日時点で、水道事業及び水道用水供給事業において145件、専用水道において1,036件となっており、特に専用水道において増加傾向を示している。（資料3-3）

第三者委託の届出については、業務を委託したとき又は委託が失効したときに遅滞なく認可権者である厚生労働大臣又は都道府県知事等に届出を行うこととなっており、各水道事業等においては届出手続に遺漏なきようお願いする。また、各都道府県においては、その旨貴管下の事業者等に周知いただくようお願いする。

また、厚生労働省では、平成23年10月3日付けで一部施行した「水道法施行規則の一部改正」において、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（JV）も受託可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリングの強化や発注時の性能発注方式等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を平成23年11月に公表した。

#### ウ. 水道事業におけるPFI導入について

平成11年9月に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく公共事業の実施は、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法である。PFI法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、選定された民間事業者等に長期間にわたり委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、我が国の水道事業において、これまでPFI事業が導入されたのは、比較的大規模な水道事業者等が多い。（資料3-4）

また、平成23年6月にPFI法改正法が公布され、PFI対象施設の拡大や民間事業者による提案制度の導入、公共施設等運営権の導入などが制度化され、年度内に基本方針が決定される予定である。厚生労働省では、内閣府策定予定の改正PFI法に基づくガイドライン等の内容を踏まえ、「水道事業におけるPFI導入検討の手引き」等の見直しを検討する。

なお、PFI法においては、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施する（株）民間資金等活用事業推進機構の設立を含む改正案が国会において審議される予定である。

## エ. 水道分野における官民連携推進協議会の開催について

水道分野(水道事業及び工業用水道事業)を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対して、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することが不可欠となっている。

そのため、平成22年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地<sup>\*</sup>で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。

については、都道府県においては、上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各水道事業者に指導いただくとともに、水道事業者においては、協議会の情報を水道課ホームページに掲載しているので、ご活用されたい。

なお、平成25年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室に問い合わせいただきたい。

※平成22年度：仙台市、さいたま市、名古屋市、平成23年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成24年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

## オ. 水道耐震化推進プロジェクト

水道施設や管路の更新・耐震化を進めていくには、水道を取り巻く多様な関係者に水道耐震化の重要性・必要性を理解してもらうことが重要である。水道界全体が連携して戦略的・効果的な広報活動を行うことを目的として、昨年11月、厚生労働省水道課、日本水道協会、日本水道工業団体連合会などの水道関係団体で「水道耐震化推進プロジェクト」を設立した。

水道事業者においては引き続き耐震化を推進していただくとともに、都道府県行政部局においても、地域一丸となった取組みを検討するなど、貴管下の水道事業者等との連携・協力を行い、耐震化推進に係る積極的な活動をお願いしたい。

## (6) 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の推進

### ア. 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引きについて

中長期的財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメントの実践が必要不可欠である。このことを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を平成21年7月7日に公表した。

各水道事業者等においては、以下の点に留意しつつ、耐震化対策の推進及び財源の裏付けを有する中長期的な更新計画の策定推進の両面から、アセットマネジメントの実施をお願いする。また、各都道府県においては、都道府県知事認可の水道事業者等に対してもアセットマネジメントの普及・促進に係る積極的な取組み及び実施に係る指導、助言をお願いする。

○まず簡易な手法から実施

手引きでは簡易な手法も提示。資産データが整理中などの段階であってもマクロマネジメントの検討を行うことが可能。実践しつつ段階的な検討、精度向上。

○組織的取り組みの重要性

組織全体で課題、対応方針を共有しつつ、水道技術管理者が中心となって統制のとれた活動を展開。

○長期的視点の確保

検討対象期間は30～40年以上が基本。その検討結果を基に、バックキャスト手法で今後10年程度先の目標及び実現化方策を地域水道ビジョン等に反映させ、両者を有機的に結びつける。

○技術的根拠と財政的裏打ちの一体化

技術的根拠を有し、かつ財源の裏付けを有する更新・耐震化計画の策定。さらに利害関係者に更新投資の必要性や投資効果を説明するなど、事業に対する理解を得るための情報として活用。

イ. 取組状況について

平成22年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった1,505事業者のうち、387事業者がアセットマネジメントを実施中又は実施済みであり、事業規模が大きくなるほど、実施割合が増加する傾向にあるものの、全体では調査対象範囲の約26%となっており、計画給水人口5万人未満の事業者については、8%強にとどまっている。

ウ. 簡易支援ツール（案）について

中小の事業者においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、平成24年度中にアセットマネジメント実践のための簡易支援ツール（案）を作成予定であり、平成25年度の早いうちに事業者等へ提供する予定である。

各水道事業者等においては、簡易支援ツール（案）を活用し、更新計画の策定をお願いしたい。また、各都道府県においては、都道府県知事認可の水道事業者等に対し、簡易支援ツール（案）を活用したアセットマネジメント実施に係る指導、助言をお願いする。

**（7）事業評価の適正な実施**

水道施設整備事業の事業評価については、評価の実施にあたって、これまでに行われた評価制度の定着と評価事例の蓄積がされてきたこと、また、総務省において毎年度実施している政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」などを受け、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下、細目）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を新たに策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあ



たつての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下、「マニュアル」）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

一方で、総務省の客観性担保活動においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果に誤りが指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られることから、事業評価の適切な実施と実施過程の透明性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、地域自主戦略交付金から水道施設整備費に振り替わる事業については、これまで地域自主戦略交付金の対象とされているものとして、その事業等の評価を「地域自主戦略交付金制度要綱第11」（以下、制度要綱）に基づいて実施されてきたが、今後は制度要綱によらず、水道施設整備事業の評価実施要領の適用対象として取り扱うこととなる。新たに評価対象となる事業について留意していただくとともに、評価書作成のスケジュールに遅延が生じないように、適切に実施していく必要がある。

各都道府県においては、貴管下水道事業者及び水道用水事業者に対し、これら適切な事業評価の実施に係る指導、助言をお願いするとともに、再評価時期について遺漏なきよう周知願いたい。

## （8）国土交通省所管ダム事業における検証の動向

国土交通省においては「できるだけダムによらない治水」への政策転換を進めるため、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置し、検討が進められ、平成22年9月27日に「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（以下、中間とりまとめ）が策定された。

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/220927arikata.pdf)

これを踏まえ、国土交通大臣から、中間とりまとめに示された検証の対象とするダム事業（以下、検証ダム）について、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討の指示、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討の要請が平成22年9月28日になされた。

中間とりまとめによると、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討が行われる。利水に関しては、検討主体から利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何 $m^3/s$ が必要か、また必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請がなされるとともに、代替案が考えられないか検討するよう要請がなされる。利水参画者において代替案を検討した場合は、検討主体において、利水参画者の代替案の妥当性をダム事業者や水利権許可者として有している情報に基づき、可能な範囲で確認・検討がなされる。これらの内容を踏まえ、検討主体においては、ダム事業者や水利権許可者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討がなされる。その後、検討主体においては、治水等もあわせた総合的な評価を行い、対応方針（案）等を決定し、国土交通大臣に報告がなされる。検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣においては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の意見を聴き、対応方針の決定がなされるが、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、再検討の指示又は要請がなされる。

これを踏まえ、現在、国土交通省所管ダム事業において検証作業が進められており、平成25年2月26日現在、83ダム事業のうち、54ダム事業で検証が済み、このうち

36 ダム事業が継続、18 ダム事業が中止となった（国土交通省 HP 資料より厚生労働省水道課で作成）。この中には、利水も含めて継続となったもの、治水、利水ともに中止となったものだけでなく、利水（水道）対策としてはダム案が妥当とされたものの、治水対策等を含めた総合評価においては、コスト面を含めダムを建設しない対策案が妥当とされ、ダム事業が中止になったものもある。また、検証作業中であるが、利水参画者（水道事業者）が撤退を表明したものなどもあるなど、様々なケースがある。

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする（資料 3-5）。

また、河川法第 23 条（流水の占用）及び第 24 条（土地の占用）の許可（更新）申請については、水道事業者から河川管理者へ申請された後、許可期限までの間に、河川法第 35 条に基づき国土交通省から厚生労働省への協議がなされる。しかし、その協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎてても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば失効する。そこで、各水道事業者において、水利権の更新（特に暫定水利権）を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

## （9）水道における災害対策・危機管理

### ア．水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化については、平成 20 年 10 月に施設基準省令を改正し、施設を重要度により 2 つに区分し、それぞれに耐震性能を定めることとしている。既存施設については、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれている。しかし、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了するよう、その確実な実施が重要である。特に石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めていただきたい。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管（TS 継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めることが望まれる。その他にも、災害時に重要な拠点となる施設へ配水する管路についても、優先的に耐震化を進める必要がある。

各水道事業者等においては、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートなど最も優先して耐震化を図るべき水道施設について、可能な限り早期に耐震化を完了できるように積極的な対応がなされるよう適切な対応をお願いする。

なお、「水道の耐震化計画等策定指針」や「管路の耐震化に関する検討会報告書」については、東日本大震災における調査結果を踏まえての見直しを検討している。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/07.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討会報告書」)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/dl/s1026-15k.pdf>

## イ. 基幹管路・施設の耐震化の状況

厚生労働省では、昨年度に引き続き平成23年度の基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)と基幹施設(浄水施設と配水池)の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は32.6%(前年比1.6%増)、基幹施設においては浄水施設で19.7%(同1.0%増)、配水池で41.3%(同3.3%増)であったが、耐震化が進んでいるとは言えない状況である。(資料3-6)

各水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化に関する報道発表 HP)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qnpn.html>

管路の耐震適合性の評価の際には平成18年度に取りまとめた「管路の耐震化に関する検討会報告書」に基づき、一部の管種に対し地盤条件を考慮して判定することができるが、平成22年2月に(財)水道技術研究センターにおいて、「管路の耐震性評価のための地盤判定のハンドブック」が作成され、その中で簡便な方法によるマップの作成事例がホームページでも公開されているので、耐震化計画策定の参考としてご活用いただけるものと考えている。

(水道技術研究センターホームページ <http://www.jwrc-net.or.jp/>)

なお、平成23年10月3日の水道法施行規則の一部改正により、規則第17条の2において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年1回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行うようお願いしたい。

## ウ. 洪水等の災害

近年、気温や降雨等の気象状況が短期間に大きく変動する傾向が見られ、集中豪雨や台風による洪水等により大きな被害を受けることが多くなっている。今年度は、昨年7月の九州北部豪雨において約11,000戸が断水する被害などが発生し、一昨年7月の新潟・福島豪雨では約50,000戸が断水したほか、9月上旬の台風12号の影響で和歌山県、三重県を中心に約54,000戸が断水する被害などが発生した。水害対策は、

初動体制、バックアップの確保など、地震対策と共通部分も多く、「水道の耐震化計画等策定指針」でも対策項目を記載しているので、参考にするとともに今一度、危機管理マニュアル等の応急体制について再確認をお願いしたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/07.pdf>)

また、凍結対策については気象条件の違いにより地域的に具体の対応方法が異なることから、近隣の水道事業者等と情報交換を密に行い、利用者への情報提供や協力依頼等により被害が極小化できるよう対応をお願いしたい。

## エ. 新型インフルエンザ対策

平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ(A/H5N1)が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われる恐れがあり、社会全体の混乱も懸念される。

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年5月11日公布、施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において制令で定める日)が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成23年9月20日、新型インフルエンザ対策閣僚会議)では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。なお、法律の施行後、本行動計画は改定される予定である。

厚生労働省では平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定(平成21年2月改訂)したところであるが、新型インフルエンザ(A/H1N1)の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成22年11月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として事業継続計画を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進いただくようお願いする。

(新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>)

## オ. 原子力災害対策マニュアルについて

今般の東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえて、「原子力災害対策マニユ

アル」が改訂された（平成24年10月19日）。原子力発電所等において原子力災害が警戒される又は発生した場合の情報伝達の方法や給水を含む緊急物資の調達供給、飲食物の摂取制限等について記載されているので、ご参照されたい（資料3-7）。

#### カ. 災害発生時の報告のお願い

従前より、自然災害による断水等の水道施設への被害及び健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合等は情報提供していただいているところであるが、水道施設への被害情報及び水質事故に関する情報提供については厚生労働省水道課ホームページの事務連絡をご覧の上、今一度対応の内容について確認をお願いしたい。

また、広範囲での断水（又はその恐れのある）被害が発生するケースでは、厚生労働省において被災状況を適宜収集させていただくことがあるので、各都道府県におかれては情報収集及び情報提供についての協力をお願いしたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>)

#### キ. 認知症高齢者及び障害者のグループホームにおけるスプリンクラー設備実態調査

今年の2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、入居者等が死傷するという事故が発生した。これを受け、消防庁及び厚生労働省老健局及び社会・援護局では認知症高齢者及び障害者のグループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査を実施しているところである。各水道事業者へ協力依頼があった場合には、速やかな対応をお願いしたい。

（老健局からの報道発表

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vs99.html>)

（社会・援護局からの報道発表

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002vq34.html>)

### (10) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

#### ア. 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について

指定給水装置工事事業者制度については、平成8年の水道法改正の施行後10年を経過した時点で施行状況の検討を行い、平成20年3月21日付健水発第0321001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、現行制度において改善を要する課題とその解決の方向を示し、所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いしているところである。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/080321-1.pdf>)

一方、給水装置工事事業者の指定制度の運用の中で、悪質業者等の問題も含めた給水装置の修繕工事にまつわるトラブル事例が増加しているが、これらの問題の発生は、需要者に対する指定給水装置工事事業者に関する情報の提供が不足していることが一因と考えられる。

厚生労働省では、水道事業者から需要者へ提供すべき情報を整理し、平成21年6月に、「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」としてとりまとめ、公表したところである。各水道事業者においては、需要者が容易に情報を入手できる

ようホームページやリーフレット等を活用した積極的な情報提供に努めるようお願いする。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210615-1.html>)

#### イ. 給水装置における誤接合の防止について

給水装置は水道法施行令第5条第1項6号において、当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこととされているが、最近、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が相継いで発生している。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事故事例を踏まえ、水道事業者は、次の事項について再度徹底するようお願いする。また、各都道府県におかれても管下の水道事業者若しくは専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する指導が引き続き行われるようお願いする。

- ・水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあつては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- ・給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- ・水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うこと。
- ・水道管以外の管が布設されている地区にあつては、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- ・適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

特に工業用水道等の水道管以外の管が布設されている地区にあつては、給水装置工事にあたり残留塩素の量を確認するなど誤接合防止のための対応について再度徹底するとともに、指定給水装置工事事業者へ誤接合防止のために適切に施工及び確認するよう様々な機会をとらえ周知徹底を図り、給水装置の誤接合の防止に向けて適切に取り組んでいただくようお願いする。

#### ウ. 給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準について

平成8年の水道法改正により、給水装置工事事業者の指定制度に伴う給水装置工事主任技術者の国家資格が創設されたが、平成11年8月24日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重

大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととしている。また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている（資料3-8）。

返納命令事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に報告いただく等の対応をお願いしたい。

## エ. 給水装置工事の技術力の確保について

水道法施行規則第36条第2項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成23年8月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等に関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取り組みをお願いする。

([http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8\\_0830\\_tuchil.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o8_0830_tuchil.pdf))

## オ. 給水装置の構造及び材質の基準・試験に係る一部改正について

水道法第16条に基づく給水装置の構造及び材質に関する基準は、施行令第5条に定められている。さらに、この技術的細目は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）（以下「基準省令」という。）に定められ、また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年厚生省告示第111号）（以下「試験」という）に定められている。

平成9年に基準省令及び試験が定められて以降、技術の進歩や需要者のニーズにより多様な製品が開発されてきており、時代の変化に合った基準及び試験の見直しが必要となってきたことから、平成24年9月6日に耐圧に関する基準及び逆流防止に関する基準について、基準省令及び試験の一部改正を行った。

厚生労働省では、改正の周知を図るため、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する試験」の一部改正等について（平成24年9月6日健水発0906第5～7号）を発出しているところであり、改めて給水装置の構造及び材質に関する改正規定が適正に運用されるようお願いする。

#### カ. 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成19年12月21日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成22年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が6,898 km、使用戸数が約415万件（平成22年度水道統計より）となっており、減少してきているものの、減少延長は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者（所有者）を特定し、個別に広報することや布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。 広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メータまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

各都道府県におかれても鉛製給水管の適切な対策が推進されるよう管内の水道事業者に対する指導をお願いする。

### (11) 環境・エネルギー対策

#### ア. 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進について

水道事業は、全国の電力の0.9%を消費するエネルギー消費（CO<sub>2</sub>排出）産業の側面も有している一方で、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は増加傾向にあり、再生可能エネルギー利用事業者の割合もほぼ横這いで推移しており、エネルギー対策の促進が求められている。

水道事業における対策促進施策として、平成25年度より、環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」に対する財政支援を予定しており、導入促進に向けて積極的に活用されたい。また、導入に際しては、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」（資料3-9）を参考に取り組みたい。当該手引き書では、環境対策の具体例の記載の充実を図るとともに、水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に関する内容も盛り込んでいる。また厚生労働省のHPでは、この環境計画策定に係る作成支援ファイルを掲載し、提供している。

1(5)において、電力需給への対応について記述しているが、今後とも電力は逼迫し、対応が求められると考えられることから、各水道事業者等においては積極的にエネルギー対策を推進されたい。

（「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/kankyuu/090729-1.html>)



## イ. 省エネ法に基づく報告について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネ法」という。）が平成 20 年 5 月 30 日に改正され、平成 22 年 4 月 1 日から、エネルギー管理の単位の事業所単位から事業者単位への変更が施行されている。（資料 3-10）

各水道事業者等においては、自己の管理する各浄水場等の水道施設のエネルギー消費量の把握を行い、その合算値が省エネ法上の特定事業者の要件（原油換算エネルギー使用量 1,500k1/年以上）に該当するか確認し、該当する場合は毎年度 7 月末日までに、省エネ法に基づく「中長期計画書」及び「定期報告書」を厚生労働省及び各地方経済産業局に提出するようお願いする。

また、省エネ法の改正及び省エネ技術の進歩を反映するための中長期的な指針である「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」も平成 22 年 3 月に改正したため、アの手引き同様、今後の対策の推進に当たっての参考とされたい。

(<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/shishin-jyogesuido.pdf>)

## ウ. 「京都議定書目標達成計画」について

我が国では、京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、平成 20 年 3 月に「京都議定書目標達成計画」（以下「目達計画」という。）の全部改定が閣議決定された。（資料 3-12）

改定後の目達計画では、水道事業について、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策の実施を推進していくことが位置付けられた。また、実態調査に基づき、水道事業者等の第 1 約束期間における排出削減見込み量が全国で約 35~37 万 t-CO<sub>2</sub>/年と設定された。目達計画では対策の進捗状況等の定期的報告や着実な実施の担保が求められることとなっており、厚生労働省では、第 1 約束期間のスタートした平成 20 年度より、毎年度全国の事業者を対象とした実態調査を行っている。本年も、運営状況調査で実態調査を依頼したところであり、各水道事業者等及び各都道府県においては、進捗状況の報告等につき協力いただくようお願いする。

また、京都議定書目標達成計画は、第一約束期間（2008 年～2012 年）における計画であり、2013 年以降の地球温暖化対策については、国内対策を政府一丸となって策定するため、エネルギー・環境会議が開催されてきている。厚生労働省水道課においても、同会議決定に基づき、「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について（調査）」（平成 24 年 10 月 25 日付け事務連絡）を実施したところである。

## エ. 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成 22 年度では上水道事業及び水道用水供給事業全体で 71.7%に達した。各水道事業者等及び各都道府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組へのご協力をお願いする。

なお、一部の地域における放射性物質が検出された浄水発生土の有効利用のうち、セメント等への利用は平成 23 年 6 月 16 日付け「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」で考え方を示しているところであるが、再利用に関する評価が定められていない園芸用土等については、現在、安全性の評価を行っており、一定濃度以下の浄水発生土については当該用途への利用が可能となるよう、今年度中に通知を発出する見通しである。